

# くらし百科



☎は問い合わせ先です

## 新しい白石高校の校歌(歌詞)と校章デザインの募集について

現在の白石高校と白石女子高校は平成22年4月に統合し、新しく「宮城県白石高等学校」としてスタートします。校訓も新たに「志操凛風 進取創造 自強不息」に決まり、校歌と校章の制定方法は、次のように募集することとしました。

- ①校歌の歌詞 白石高校および白石女子高校の同窓会員(旧制中学校・女学校、旧・現職員、在校生を含む)から募集
- ②校章デザイン 両校の在校生と同窓生を中心に、広く一般から公募

※募集期間は今秋数カ月間を予定。詳細は、両校のホームページをご覧ください。

- 問い合わせ先  
白石高校 ☎25-3154  
ホームページURL <http://www.hakojywan.ne.jp/>
- 白石女子高校 ☎25-2181  
ホームページURL <http://www.hakujomywan.ne.jp/>

## 人権擁護委員会「存じますか?」

人権擁護委員は、あなたのまわりの相談パートナーです。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の方です。この制度は、日ごろから地域に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、皆さんの人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護することが望ましいという考えから設けられました。

現在、全国で約1万4千名(宮城県には約280名)もの委員が各市町村に配置され、講演会・座談会を開催したり、法務局の人権相談所や、市役所などの公衆施設で、皆さんからの相談を受けたたりするなど、積極的な活動を行っています。

人権擁護委員の活動について詳しく知りたい方は、左記までお問い合わせください。  
☎仙台法務局大河原支局 ☎0224-5216053  
☎生活環境課 ☎22-1314

## 乳幼児、心身障害者、母子・父子家庭医療費助成制度の登録(更新)手続きはお済みですか?

乳幼児、心身障害者、母子・父子家庭の方で、次の条件に該当すると医療費の助成が受けられます。

- 医療費助成制度の概要
- 乳幼児 0歳から小学校就学前まで入院・外来の医療費が助成されます。
- 心身障害者 次の①～③に該当する方の入院や、外来の医療費が助成されます。
- ①身体障害者手帳「1級」、「2級」および「内部障害3級」をお持ちの方
- ②療育手帳「A」をお持ちの方(職親制度を利用している方については、療育手帳「B」をお持ちの方も対象です)
- ③特別児童扶養手当が「1級」に該当する方
- 母子・父子家庭 次の①～③に該当する方は、入院は月額2千円、外来は月額千円を超えた分の医療費が助成されます。
- ①母子家庭の母親(児童(※))を持つ母親)とその児童
- ②父子家庭の父親(児童(※))を持つ父親)とその児童
- ③父母のいない「児童」

※0歳から18歳の方。18歳になった日以降の、最初の3月31日までの期間内にある方。

## 10月1日は「住宅・土地統計調査」の調査基準日です

10月1日、全国一斉に平成20年住宅・土地統計調査を実施します。この調査は、豊かな住生活を実現するための大切な調査です。調査員が伺いましたら、調査票への記入について、ご協力をお願いします。

なお、調査票に記入された情報の秘密は厳守しますので、安心してご記入ください。  
☎企画情報課 ☎22-1324

## 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に加入している皆さまへ

本年4月から、後期高齢者医療保険料の徴収が開始されていますが、お支払いいただいた保険料は、来年の確定申告時に社会保険料控除の対象となります。ただし、年金天引き(特別徴収)で保険料を支払っている方は、年金受給者本人の社会保険料控除にのみ適用となるため、世帯構成や所得状況により、昨年度までの社会保険料控除の取り扱いと異なり、所得税や市県民税の負担に影響する世帯がありますのでご注意ください。

●助成を受けるには  
いずれの場合も、事前に受給資格登録申請を行い、受給者証の交付を受ける必要があります。受給者証の交付前に受診した医療費については、助成できない場合がありますのでご注意ください。また、所得制限があるため、所得の状況によっては該当しない場合があります。

●更新手続きについて  
平成20年1月1日現在の住所が市外にあった方や、所得状況の確認が取れなかった場合は、更新手続きが必要になります(対象者に別途通知)。

●変更の届け出について  
次の①～⑤に異動や変更があったときは、届け出が必要です。

- ①保護者、②健康保険、③住所、④振込口座、⑤市外への転出や、障害の程度の変更、母子・父子家庭の母または父の婚姻などによる受給資格の喪失
- 申請・問い合わせ先  
健康推進課 ☎22-1362

## 臨時保育士の登録について

市の保育園に勤務する臨時保育士の登録を随時行っています。

- 資格 20歳以上60歳未満(保育士証の交付を受けている方)
- 登録方法 履歴書と保育士証の写しをご持参ください。
- 短時間勤務も可能です。詳細はお問い合わせください。
- 登録・問い合わせ先  
子ども家庭課 ☎22-1363

## 高齢者・障害児(者)のための「電話一斉相談」

宮城県社会福祉協議会では、高齢者や障害児(者)の方と、そのご家族の方を対象に、生活上のさまざまな悩みや心配ごとの相談をお受けする「電話一斉相談」を実施します。

- 日時 9月11日(木)、12日(金)の2日間、10時～12時および13時～15時
- 相談電話専用番号  
☎022-221-7830
- 宮城県社会福祉協議会  
総合相談センター  
☎022-223-1165

## 労働者・事業主間のトラブル解決をお手伝いします

県南地区の皆さん、個々の労働者と事業主との間のトラブル解決に向けて労働局がお手伝いします。制度の照会やご相談は、左記までお電話ください。

- 大河原総合労働相談コーナー  
☎0224-532154
- 宮城労働局総合労働相談コーナー  
☎022-299-8834

## わが家の「ごみ減量化・リサイクル作戦」⑬

「みやぎe行動(eco do)」宣言を始めませんか?  
これまで「ちよつときっかけ」がなくて、「ほかの人はどんなことに気を付けているのかしら?」「私のアイデアを発表したいんだけど…」などと思ったことはありませんか?

宮城県では、環境に配慮した行動を実践している方や、これから始めようとする方に対して、インターネット上で環境配慮行動の実行を宣言していただく「みやぎe行動(eco do)宣言」を実施しています。ごみの減量化やエネルギーの節約、独自のアイデア、自身が取り組んでいることなどについて、情報を発信してみませんか?

●概要 e行動宣言とは、例えば「買い物に行くときはマイバックを持参し、レジ袋はもらわない」など、環境に配慮した行動を自己宣言し、取り組んでいただくものです。7月28日現在、市内では、4名の方に登録していただいています。

また、種類は県民向けと事業者向けの大きく2つに分かれ、

さらに県民向けでは小学生、中学生、一般用の3種類を設けています。宣言登録を行った方には、宮城県知事から「登録書」が交付されるほか、年に一度、実践報告を行った方に「認定証」が交付されます。

- 対象 宮城県民と県内事業者
- 登録方法(2通り)
- ①インターネットからの登録  
宮城県のホームページにある「みやぎの環境情報館」で直接入力して送信する方法。
- ホームページURL  
<http://www.eco-info.miyagi.jp/>
- ②郵送での登録(フックス可)  
登録依頼票に必要事項を記入し、左記に郵送・ファックスする方法。依頼票については、宮城県環境政策課または各保健所までお問い合わせください。
- 申し込み・問い合わせ先  
〒980-8570  
☎022-211-2663
- Eメールアドレス  
kankyo-s@pref.miyagi.jp